

吉岡町国民保護計画修正の概要(令和8年2月変更)

1 変更の経緯

本町では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成20年2月に吉岡町国民保護計画を策定しました。

その後、国では平成29年12月に「国民の保護に関する基本指針」を変更し、それを受けて、平成30年8月に群馬県が「国民保護に関する群馬県計画」を変更しました。

当時、町では、大規模な組織機構改革により、防災主管部署が新設されるとともに、数回の組織改編を重ねながら、防災体制の地盤固めが行われていました。

町地域防災計画の修正及び各種マニュアルの作成に着手しながら、徐々に体制の強化を図り、今回、これまでの国指針・県計画変更等に伴う「吉岡町国民保護計画」の変更を行うものです。

2 主な変更点

(1) 「国民の保護に関する基本指針」及び関連法令の変更等の反映

- ア 災害対策基本法の一部改正に伴う変更（避難行動要支援者名簿等について記載、国民保護法の救援事務の所管変更（厚生労働省→内閣府））
- イ その他用語の適正化のための技術的修正等

(2) 「国民保護に関する群馬県計画」との整合性の確保

- ア 「国民の保護のための基本指針」の変更に伴う県計画変更との整合
 - (ア) 警報等の情報伝達手段の追加
 - 緊急情報ネットワークシステム（エムネット）及び全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を追加・位置づけ

(3) その他時点修正

- ア 人口・インフラ等時点修正すべき内容の更新
- イ 組織改編に伴う課・班名の修正
- ウ 資料編の新設